

## 第72回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：平成30年8月29日

開会 午後2時33分

○事務局 委員の皆様方には何かとお忙しい中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課担当係長の山腰といたします。どうぞよろしく願いいたします。

審議に入ります前に、前回の審議会ののち、委員の任期満了に伴う改選がございましたので、新たに委員に御就任いただきます5名の方を御紹介させていただきます。

住宅都市計画居住政策分野の佐藤委員です。

○佐藤委員 佐藤です。よろしく願いいたします。

○事務局 生活環境分野の高比良委員です。

○高比良委員 全相協の高比良と申します。よろしく願いいたします。

○事務局 流通分野の白委員です。

○白委員 白です。よろしく願いいたします。

○事務局 交通計画分野の柳原委員です。

○柳原委員 柳原です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 なお、本日御欠席でございますけれども、建築・都市音環境分野の平栗委員の5名の方が新たにご就任いただく方々になります。どうぞよろしく願いいたします。

そして、引き続きご就任いただきました委員の方を御紹介させていただきます。

商業論分野の加藤委員です。

○加藤委員 加藤です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 生活環境分野の川崎委員です。

○川崎委員 川崎です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 法律分野の山本委員です。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。

○事務局 都市計画分野の吉川委員です。

○吉川委員 吉川です。よろしく願います。

○事務局 以上4名の皆様です。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますけれども、現在8名の御出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件3件と変更案件1件について審議をお願いいたします。

なお、配付資料についてですが、お手元にお配りしております会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、こちらは4枚あります。最後に軽微な延刻等に係る手続きの状況の計5種類、不足等ございませんでしょうか。また、A4横のパワーポイントの紙資料は前に写すものと同じものをお配りさせていただいておりますので御参考にしてください。

もう一点、議事に入る前に御報告させていただきます。

本日は委員改選後、初めての審議会ですので、会長の選出については、審議会規則第4条に基づきまして、本来でしたら委員の互選によりこの場で選出することになっております。しかし、本日の会議の招集を会長名で行う必要上、委員の皆様方に事前に文書により選出をお願いいたしました。その結果、加藤委員に会長に御就任いただくということになりましたので御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の(1)会長代理の選出ですが、審議会規則第4条第3項により、あらかじめ会長の指名する委員へその職務を代理するとありますので、加藤会長から御指名をいただきたいと思っております。

○加藤会長　なかなか申し上げにくいことではありますけれども、長らく委員として務められて、この委員会の使命もよくおわかりです。山本委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山本会長代理　承知いたしました。

○加藤会長　ありがとうございます。

○事務局　それでは、会長代理を山本委員に決定いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、加藤会長に一言御挨拶いただきましたのち、大規模小売店舗立地法に基づき届出がありました件につきまして、御審議の進行をよろしく願いいたします。

○加藤会長　皆様、大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。大規模小売店舗立地法については、一応わかっているつもりではありますが、特に法律的な面については、山本委員にサポートしていただきまして、大船に乗ったつもりで委員会を運営してまいりたいと思っております。今年度もよろしく願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思っておりますが、新設案件3件、それから変更案件1件です。議事の進め方としましては、次第に従いまして審議案件をお諮りしたいと考えております。

それでは、議事(2)の①福島五丁目・七丁目共同開発計画の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは事務局より御説明させていただきます。

福島五丁目・七丁目共同開発計画の新設について御説明いたします。本件はJR環状線福島駅から南西へ約145メートル、福島区福島五丁目52番1、外の場所にホテルやクリニックの入る12階建ての施設に小売店舗を新設するという届出があったものです。

店舗面積は1,300平方メートルで、設置者が阪神電気鉄道株式会社及びJR西日本不動産開発株式会社、小売業を行うものは株式会社阪急オアシスと一部未定となっております。

用途地域は商業地域、平成30年1月30日に届出があり、新設予定日は平成30年10月1日です。

敷地の状況としまして、まず計画地全体を西側から見たものです。こちらのほうに小売店舗が入ることになります。

次に、計画地西側道路から北方向への写真です。

同じく西側道路から南方面への写真です。

次に、北側道路から東方向の写真です。

同じく北側通路から西側方向への写真です。

次に、東側道路から南方向への写真です。

同じく東道路から北方面への写真でございます。

次に、南側道路から西方向への写真です。

同じく南側道路から東方向への写真です。

次に、施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。

建物1階の西側には駐輪場104台分、そのうち原付が6台、自動二輪車が2台、そして、施設の真ん中あたりに荷さばき施設が64平方メートル、廃棄物等保管施設は、保管容量20.9立方メートルが設置されております。駐車場は、敷地外に2カ所、10台確保されます。

以上、施設配置に関してまとめた一覧になります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前7時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間は午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。

駐車場の出入口は隔地駐車場が2カ所ありまして、隔地駐車場①の出入口が3カ所、隔地駐車場②の出入口が2カ所となっております。荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

次に、駐車場の出入口周辺の状態といたしまして、計画地の南西方向にあります隔地駐車場①の出入口付近の写真です。出入口の前面の一方通行の道路より左折イン、左折アウトとなっております。

次に、計画地の南方面にある隔地駐車場②の出入口付近の写真です。駐車場北側の道路より左折イン、左折アウト。また駐車場の東側の出入口から右折イン、左折アウトとなっております。

次に、搬入車両の出入口周辺の状態といたしまして、計画地南側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し東側から見たものです。出入口の前の一方通行の道路より、右折イン、右折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地下1階、地上12階建てとなっております、店舗面積は1階に767平方メートル、2階に533平方メートル、合計1,300平方メートルでございます。主として販売する物品は食料品、日用品、生活雑貨品でございます。

駐車場における必要台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると10台となります。これに対し10台の届出となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来店経路はごらんとおりです。同じく来客の自動車の退店経路はご覧のとおりでございます。

続きまして、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはごらんとおりです。発生騒音の予測・

評価について、予測地点の設定は店舗周辺の4地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、東側の予測地点A、こちらは敷地境界での予測地点となります。次に南側の予測地点B、次に西側の予測地点C、次が北側の予測地点Dとなっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果が図のとおりでございます。それから夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果が次の数字でございます。それぞれ環境基準を満たしております。また夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が6.1立方メートルに対して保管容量合計20.9立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明申し上げます。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成30年2月16日から平成30年6月18日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届出に関して本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては意見なしと取りまとめておりますが、付帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営に努めること。

2点目、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

3、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

そして、もう一点、騒音予測で予測値が基準に近かったことを踏まえまして、深夜営業については、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮すること。

この4点として、取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤会長　ありがとうございました。

それでは、内容につきまして委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○高比良委員　全国消費生活相談員協会、高比良です。本当に一消費者としての意見しか言えないのですが、写真を拝見して思ったのが、やはり都市のためか道が狭いところがあるなという感じがしました。特に9枚目、10枚目の写真ですが、ここは車が通ることができるのでしょうか。

○事務局　既に車どめがついておりますので、車は通りません。

○高比良委員　それでしたらいいのですが、やはり車が通るところには随所にミラーがつ

けられるのかどうかということが気になりました。ミラーの設置なども事業者の責任になるのでしょうか。

○事務局 駐車場の出入口などは、事前に警察等と協議をしておりますので、そういった指摘があった場合は当然対応を求めることになります。

○高比良委員 歩行者が出てくるところもミラー等がないと見通しが悪いところもあるように思いました。

○加藤会長 設置者といえども、勝手に看板とかミラーを設置したらいけないのではなかったでしょうか。だから先ほど説明があったように必ず警察との協議の上で、警察が必要と認めると多分設置していただける。ただ、なかなか難しいのでしょうか。

○事務局 状況によるかと思います。

○吉川委員 ちょっと教えていただきたいのですが、こういう商業施設で駅近なので隔地駐車場にしたのだと思います。この駐車場は共用のコインパーキングのようですが、事業者が隔地駐車場としていることの具体的な案内だとか、駐車場との契約、専用スペースなのかどうか、そのあたりを確認したいのですが。

○事務局 こちらの駐車場は専用スペースではなく、空いているところを使うという形になります。契約については、設置者と駐車場の管理者との間で、覚書等を交わしまして、使用するということについての許諾を得ているというような状況になっていると聞いております。

○吉川委員 駐車場への案内に関してはいかがでしょうか。

○事務局 チラシや店内掲示等ですということになります。

○吉川委員 わかりました。気になったのは、大規模な駐車場を設けるのならわかりやすいのですが、小さな駐車場だと車で来た時に案内が不十分にならないかと気になりました。こんなところで路上駐車されたら困りますので。

○加藤会長 共用する場合の駐車場がどうなっているのかということはいつも議論になりますが、どこの駐車マスが空いているかはわからないけれど、今までの利用の状況からして必ずどこかは空いているということを事前に設置者に確認しているわけですね。

○事務局 はい。

○吉川委員 わかりました。

○加藤会長 この駐車場の台数はかなり少ないのですが、駐車場に行く時の道路状況について、交差点が渋滞にならないかといった飽和度は、この場合は計算しないのでしょうか。

○事務局 少ない台数ではありますが、その台数が追加された場合の状況についての調査はしております。

○加藤会長 そうですか。この資料の中で、先ほどのパワーポイントの中ではありましたか。

○事務局 すみません。パワーポイントにはそこまで詳細なものはつけておりません。

○加藤会長 きちんと確認はされているということですね。

大店立地法の場合は、幾つかポイントになる項目があると思うのですが、駐車場の問題、それからそれに先立って、例えば交差点などの飽和度ということについても大事なポイント

になっているので確認していただければと思います。

○柳原委員 搬入車両について、前面の道路がかなり狭いのですが、搬入車両のトラックの大きさというのはどの程度のものになりますでしょうか。トラックがかなり大きい場合、ここに誘導員等がいた方がいいように思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○事務局 搬入トラックの大きさにつきましては4トン車が想定されております。

○柳原委員 これは道幅的には特に問題ないような道路でしょうか。

○事務局 一方通行の道路で、台数も多くはないですが車も通っている道ではありますので問題ないと思います。

○柳原委員 搬入車両はこの中で転回してそのまま出ることができるのでしょうか。そのまま頭から入って頭から出るといったのは可能ですか。

○事務局 はい。

○柳原委員 わかりました。

○加藤会長 ほかに、いかがでしょうか。

○佐藤委員 建物の審議会ではないので、全体のことは余り議論しないとは思っていますが、ホテルが併設になっていますが、ホテルのほうの搬入路も同じところなのかどうかなど、複合している場合の建物の商業用途以外の部分の影響みたいなものはここでは余り議論はしなくていいのかなというのが、今日初めてなので疑問に思っています。例えば建築審査会や、都市計画審査会では、全部ひっくるめて全体の環境に与える評価みたいなことをしていくのですが、この会議では商業用途のものだけで検討していくということによろしいですか。ホテルのサービスに関する車がどうかとか、その辺は余り考えなくていいということでしょうか。

○事務局 基本的には小売店舗のものを対象に審議していただくことになりますが、配慮としまして併設施設の分についても見ていただくという形になります。先ほど御質問のありましたホテルの搬入の関係につきましては、同じところを使用することになります。また駐車場につきましては、小売店舗の分は隔地駐車場で確保するということになっていますが、建物としての附置義務条例、その分につきましてはの駐車場というのは、建物の東寄りのほうに駐車場を別で設けています。

○佐藤委員 あと、駐車場のことで気になるのが、こういうところで夜間2時まで営業しているスーパーにどうやって買い物に来るのか、自転車で来るというのはイメージしにくく、その辺の実態がよくわからないのですが、欲しい物だけ買って帰る時に近くに路上駐車しないのか懸念されました。

○加藤会長 その辺ですけども、こんなところにそもそも車で買いに来るのでしょうか。

○吉川委員 このあたりは、ビアバーなど夜遅くまでのお店がたくさんできていますから、帰りに何か買って帰るのではないのでしょうか。

○加藤会長 この辺に土地カンに詳しい方がいらっしゃればいいのですが、車で買いに来るといよりは、徒歩ないし周辺住民であれば自転車で買い物に来るといぐらいだと思いますね。

○事務局 周辺に同じようなスーパーがない地域ではございませんので、設置者の方でも

商圈としては500メートルぐらいではないかと考えていると聞いております。そうなりますとやはり徒歩や自転車のほうが多いのではないかと考えられるかと思えます。

○加藤会長 先ほどのお話を聞いてちょっと疑問に思ったのですが、ホテルが併設しているわけですよね。例えばホテルに入って、買い物に来るということは可能ですよね。その際、駐車場はホテル用の駐車場を使うということは無理なのでしょうか。

○事務局 現実的にはあり得るかと思えます。

○加藤会長 ただ、総量として確保されていれば問題がないということですね。仮にホテル利用者が隔地駐車場に行くということもあるということですね。

○事務局 小売店舗の面積等々から来客に必要な駐車場台数が出ておりますので、その台数が確保されていれば来客の分については確保されているというふうに考えます。

○加藤会長 わかりました。

○高比良委員 駐輪場のこの台数というのは何かルールがあるのでしょうか。

○事務局 大阪市には駐輪場に対する条例がございまして、それに基づいた台数が設置されております。

○高比良委員 福島駅のすぐ側にあるということで、通勤客などがとめる可能性があるのではないかと考えたのですが、ここは有料ですか。

○事務局 こちらの駐輪場は有料となっております。

○高比良委員 スーパーで買い物したらちょっと割引があるとか、そういったサービスはあるのでしょうか。

○事務局 スーパーなのでそういった形になるかと思えます。

○高比良委員 わかりました。

○加藤会長 駐輪場の場合は多分1時間ないし2時間までは無料で、それ以上使うと多分有料になると思うのですが、だから買い物客として利用する場合にはその時間内にちゃんと帰るだろうと。1日そこに置いてどっかに行くような人は有料になるのではないのでしょうか。

○高比良委員 ある程度有料ということであれば対策がとれるかと思えます。

○加藤会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきまして委員の皆様から御意見、御質問をいただきました。届出は法の趣旨に添い指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱いたいと考えますが、事務局から説明のありました付帯意見4点ですね、特にそれにつけ加える必要はないと思えますが、この4点を付帯意見として申し添えたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、議事②のEDGE心齋橋ビルの新設に関する届出内容につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 EDGE心齋橋ビルの新設について御説明いたします。本件は地下鉄心齋橋駅から南へ約280メートルの中央区西心齋橋2丁目25番1外14筆にある御堂筋に面した飲食店、事務所の入る14階建ての施設です。既に1階部分で1,000平方メートル以下

の小売店舗が営業しておりますが、新たに13階部分で小売店舗を行うことにより、店舗面積が1,000平方メートルを超えるために大店立地法として新設として届出があったものです。

店舗面積は1,496平方メートルで、設置者は三井住友信託銀行、小売を行うものは株式会社トゥモローランドほか未定1者となっております。

用途地域は商業地域、平成30年2月23日に届出があり、新設予定日は平成30年10月24日です。

敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を北東側から写した写真です。御堂筋をまたいで北東側から写した写真でございます。

次に、計画地、東側道路から南方向へ向いての写真です。

同じく東側道路から北方面への写真です。

次に、南側から西方向への写真です。

同じく南側から東方面への写真です。

次に、西側道路から北方面への写真です。

同じく西側道路から南方面の写真です。

次に、北側道路から東方向への写真です。

同じく北側道路から西方面への写真です。

次に、施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は建物西側の地下に19台設置されております。駐輪場は建物の南側に43台設置されており、荷さばき施設は建物西側に36平方メートル設置されております。

また廃棄物等保管施設は建物の西側に保管容量19.2立方メートル設置されております。

以上、施設の配置に関しまとめた一表になっております。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前9時から午後9時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前8時30分から午後9時30分までとなっております。駐車場の出入口は敷地西側に出入口1カ所、北側に出口1カ所が設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入口周辺の状況といたしましては、計画地西側の出入口付近写真ですが、出入口の正面から少し南側から撮っております。出入口の前の一方通行の道路より右折イン、右折アウトとなっております。同じく計画地北側の出口付近の写真ですが、出入口正面から少し西から撮っております。こちらは出口の前は一方通行で、出口のみの右折アウトとなっております。

搬入車両は西側より入って、北側から出るようになっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地下2階、地上14階建てとなっております。店舗面積は1階に886平方メートル、13階に610平方メートルの合計1,496平方メートルとなります。主として販売する物は衣料品、かばん、アクセサリ等でございます。

駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要台数を求

めると19台となります。これに対し届出台数は19となっており、指針の必要台数を満たしております。また来客の自動車の来店、それから退店経路は次のとおりとなります。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはご覧のとおり、午前8時から午後9時となっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺4方向、4地点に設定しております。各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず北側の予測地点Aでございます。それから次に西側の予測地点B、次に南西側の予測地点C、次に東側の予測地点Dとなっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。閉路店時刻が午前9時から午後9時までで、夜間に発生する騒音がないことから夜間の測定は行っておりません。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が6.97立方メートルに対して保管容量の合計が19.2立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付については、平成30年3月9日から平成30年7月9日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届出に関して本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目において、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり市意見案については意見なしと取りまとめを行っております。

付帯意見といたしましては、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることの以上3点としているところでございます。

以上で御説明を終わります。

○加藤会長　　どうも説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○吉川委員　　今、1階部分にトゥモローランドの店舗があり、それで13階にも客を誘導して、店舗として上がってもらうから店舗面積が増えたということでしょうか。

○事務局　　13階、14階には飲食店が入っていたようなんですが、13階部分を飲食店から物販に変えられることによって、大規模小売店舗立地法の対象になったということです。

○吉川委員　　わかりました。

○加藤会長　　同じトゥモローランドというブランドなのでしょうか。

○事務局　　まだ、テナントは未定です。

○加藤会長　　設置者が同じということなのですね、結局は。

○事務局　　はい。トゥモローランドと同じような事業のテナントを入れる予定にはなっていますが、それがトゥモローランドになるのか、別のテナントが入るのかというのは今のところ未定です。

○加藤会長　　あくまでも店舗ではなく、設置者が同じビルの中でテナントを2つ入れて、売り場面積が1,000平方メートルを超えれば対象になるということですね。

○柳原委員　　届出書の17ページ、③の駐輪場の管理体制とその下の2の自動二輪の駐車場の確保というところですが、届出書を見ると要件を満たしていないということ、ただ建物が古いので対象外ですということが書いてあるのですが、このあたりの対応をどうするのか。恐らく警備員さんが巡回して管理するのだと思うのですが、自動二輪車をその辺にとめないでねとか、駐輪場がいっぱいの場合もその辺にとめないでね、みたいなことを付帯意見等にきっちり書いていたほうがいいのではないかと思ったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局　　条例以前の建物ということですので、条例上の駐輪台数というのは満たしてはいません。ただ届出書にはそこまで書かれてはいないのですが、店舗面積35平方メートルにつき1台という大店立地法での参考値というものがあり、そこから算出した台数の43台は一応満たしているというような状況になっております。

先ほどおっしゃっていただきましたように警備員のほうが巡回しておりますので、周辺にとめたりなどはしないように誘導するという事は聞いておりますが、自動二輪車につきましては附置義務条例上ないということと、大店立地法上でも届出事項ではないということで、今回ないというような対応になっております。対応についてどうするかというところまでは確認ができていないのですが、駐輪場も施設の中の方にとめる場所があるかと思っておりますので、万が一、自動二輪車で来客があった場合は、そこに誘導していただくことになるかと思えます。

○柳原委員　　自動二輪車の設置は特に届出は必要ないということですか。

○事務局　　自動二輪車自体は、大店立地法上は届出事項ではないのですが、附置義務条例では設置するようになっておりますので、その観点から届出していただいているというような形にはなっております。

○加藤会長　　どちらかというとな附置義務条例の方が厳しいので、そっちを優先して議論しているという感じですね。大阪市でも建物によっては附置義務条例が当てはまらない物件があるということですか。

○事務局　　条例施行よりも前の建物はそうなります。

○加藤会長　　そうすると、駐輪場については大店立地法の届出の必要性のある台数は満たしているということですね。

○事務局　　基本的にはきちんと来客の台数を確保できるようにということですが、こちらの店舗に関しまして、先ほど申しあげました参考値はスーパーが基本になっておりまして、その参考値を使うに当たり、スーパーよりは来客がないであろうということからこの数値で

も大丈夫だということでの届出になっております。

○加藤会長　実際にやってみないとわからないということですね。それと自動二輪車については附置義務条例の前の建物なのでその義務はないが、それを我々がどうするかということですね。本来でいえば当然考慮の対象にはなっているので、付帯意見までは行かないけれども口頭で確認するということがありますので、これは口頭で確認するということでまた後ほど確認したいと思います。

続きまして御意見頂戴したいと思います。

○山本会長代理　本件ですが、駐輪場への入口ですが、それは駐車場の車の出口から入っていくことになるのでしょうか。安全性でいいますと結構危険なところから入るのかなという感じがしますし、あと実際にそういうところが入口だと想定していない方も多いと思いますので、駐輪場の入口等について周知ができていないのかということも合わせて質問したいのですが。

○事務局　ここが駐輪場ですということと施設使用者以外にも使われる可能性がかなり出てくると思います。また地下に機械式の駐車場がありますので必ず警備の方がおられますので、その方が誘導される形にはなっておるようです。

○加藤会長　今質問されたのは、駐車場を確保しているスペース以外で、車との交錯の可能性を言われているのですが、この地図で言うところから入ることになっているのでしょうか。交錯の可能性はないのですか。

○事務局　車の出入口と同じところから自転車も入りますので、当然、中で交錯という可能性が出てきますが、機械式の駐車場もあるということから警備員や交通整理員なりが必ずいますので、それが案内する、誘導するということで安全上は配慮するという形になっております。

○加藤会長　それは出入口のところにもついているということですね。

○事務局　出入口のところに基本いますので、その方が誘導するという流れになります。

○加藤会長　どうでしょう。納得していただけましたか。

○吉川委員　このお店に来る人がわざわざ裏に入ってきて自転車を置くというよりも、もともとオフィスの人が自転車で来て置いていたところを、大店法上もそこにありますよとしているだけのようになります。

○加藤会長　1階と13階の間は事務所なのですか。事務所に自転車で来られる方はどこに置いていいことになっているのですか。同じ場所ですか。

○吉川委員　もともと今もオフィスの方が使っているところですよ。

○事務局　43台だけではなく、台数はかなり置けるようにはなっていたように思います。来店用に43台は確保できおり、それ以外にオフィスの方も使っていらして、それ以上の台数が置けるようなスペースにはなっております。

○加藤会長　大店立地法上こういうふうにしたということは、ほかの利用には供さない。小売店舗用として利用するスペースとして書いているということですね。

○事務局　先ほどの隔地駐車場と同じようなことです。

○加藤会長　できたら本当は何台駐輪場として確保されていて、そのうち何台は小売店舗

用ですとこういうふうを書いてもらったら一番いいわけですね。

○白委員 駐輪場のことですが、料金体制が無料となっていて、この辺は、人通りも多く、違法で駐輪する人も多いと思うのです。もしこの駐輪場が無料ということに気づかれると、来客以外の、ただ駐輪だけをするために使う人もたくさんいるかと思うのですが、そのときの混雑さというのは余り考えていないのではないかというのが質問です。

○事務局 そういう意味では、大々的に駐輪場はこちらということではなくて、警備員の方とかお店の方に声をかけていただいて、警備員が誘導するというような運営をされることで対応していると考えております。

○吉川委員 もう一回確認させてください。もともとこのビルができたときに附置義務として駐輪場のスペースは設けられていたのでしょうか。

○事務局 条例上はなくてもよかった建物ですので、以前から設置されていたのか、大店立地法の届出に当たって設置されたのかはわからないのですが、ただオフィスも入っていますので、当然そういった利用の方はいらっしゃるのではないかとはいえます。

○吉川委員 そもそもこの写真を見ればこんな穴みたいのところぐっていかないと駐輪場にも入れないので、店舗に来た人が、店の前に置くような気軽な置き方はできないということでしょうか。

○事務局 そうですね、入口が御堂筋に面しているところになりますので、後はもう利用したいということであれば店員なりに伝えていただいたら案内されます。

○吉川委員 駐輪場に入れますよ、警備員さんに言ってくださいということになるのですか。

○事務局 はい。

○吉川委員 形式だけのような気がしてしまいます。自転車で来た人は御堂筋沿いの歩道の柵にでもちょっとひっかけて置くのが普通かと思ってしまいます。

○加藤会長 この辺はどうでしょうか。自転車で買い物に来た場合にはとめると不法駐輪になるのですか。

○川崎委員 自転車を置くところはないですね。私の会社のセールスも原則歩いていっています。

○加藤会長 道路上では一時的にもちょっと置くなんてことはできない。

○吉川委員 そういう違反をしそうですねという話なのですが。

○加藤会長 最近の建物は、自転車は中に入ってエレベーターでのぼったりとか、あるいは地下にくだったりとかということになっているので、自転車でくる方はそういうことを期待してきますよね。ちがいますか。

○事務局 このあたりの店舗だと確かに駐輪場が上にあったり、地下に設置しているケースはあります。

○加藤会長 そうですよ。だから、来た人は建物の中に入るのでは。

○吉川委員 そもそも我々は御堂筋沿いの店舗に行くときは、電車に乗って駅から歩いて行きますけど。

○加藤会長 最近、大阪市内は自転車が多くなっていますからね。

○吉川委員 行動パターンは、いろんな人がいるからわからないですけども。

○加藤会長 ほかによろしいですか。

そうしましたら、この案件につきましても委員の皆様から活発な御意見、御質問を頂戴いたしました。届出書は法の趣旨に添い指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、先ほど事務局から説明もあった付帯意見3点、それと口頭で、自動二輪車の取り扱いについて実際にどうするのか、それを確認していただきたい。自転車についてはどうするかですけど、先ほどいろいろ出たので、一緒に自転車と自動二輪車にするか、あるいは自動二輪車だけでいいのか、どうでしょう。

○吉川委員 別に危険とかいう話ではないのでいいです。

○加藤会長 よろしいですか。とりあえず自動二輪車ということで、自動二輪車についてはやっぱり確保しないといけないということだと思いますので、その辺、口頭で設置者に対して確認、並びに確認した上で適切な措置をとるように念を押してくださいということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の2の③（仮称）ドラッグコスモス加美北店の新設に関する届出内容につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは（仮称）ドラッグコスモス加美北店の新設について御説明いたします。本件はJRおおさか東線衣摺加美北駅から南西へ約650メートルの平野区加美北七丁目9番1外1筆にある2階建ての店舗を新設するものとして届出があったものです。

店舗面積は1,360平方メートルで、設置者及び小売業を行うものは株式会社コスモス薬品となっております。

用途地域は準工業地域、平成30年3月29日に届出があり、新設予定日は平成30年11月30日です。

敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を北東側から写した写真です。

同じく計画地を南東側から写した写真です。

次に、北側道路から西方向への写真です。

同じく北側道路から東方向への写真です。

次に、西側から南方向への写真です。

同じく西側から北方向への写真です。

次に、南側道路から東方向への写真です。

同じく南側道路から西方面への写真です。

次に、東側から北方向への写真です。

同じく東側から南方向への写真です。

次に、施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は41台設置されております。自動二輪場は敷地南西側に9台、駐輪場は敷地東側に87台、そのうち原付が5台設置されております。

荷さばき施設は建物北側に40平方メートル設置されております。

また廃棄物等保管施設は建物の北側に11.9立方メートルの施設が設置されております。以上、施設配置に関してまとめました一表となっております。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時間ですが、午前9時から午後10時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前8時30分から午後10時30分までとなっております。駐車場の出入口は敷地北側に入口1カ所、出口1カ所が設けられております。荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の入口・出口の周辺状況といたしましては、計画地北側の写真ですが、出入口正面から少し東から写しております。同じく駐車場の入口・出口の写真、西側からも写しております。出入口の前の道路から左折イン、左折アウトという形となっております。

搬入車両も同じ入口で、出口を使用することになっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっております、店舗面積は1階に33平方メートル、2階に1,327平方メートルの合計1,360平方メートルです。主として販売する物品は医薬品等でございます。

駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要台数を求めると41台となっております。これに対し届出台数を41台ということで、指針の必要台数を満たしております。来客の自動車来店経路は次のとおりでございます。また来客の自動車の退店経路も次のとおりでございます。

続いて、騒音関係でございます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはごらんのとおりです。午前8時30分から午後10時30分となっております。また冷凍庫は24時間となっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺4方向、4地点に設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりでございます。

北側の予測地点A、同じく東側の予測地点B、次に南側の予測地点C、次に西側予測地点がDとなっております。予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間10時から午前6時までの等価騒音レベルの結果がそれぞれこのようとなっております。いずれも環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果についても規制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が6.5立方メートルに対して、保管容量合計11.9立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明申し上げます。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成30年4月13日から平成30年8月13日までの4カ月間行いましたところ意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目において、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり市意見について意見なしとの取りまとめを行っております。

付帯意見案としましては、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をし、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。以上3点の取りまとめを行っているところでございます。

以上で御説明を終わります。

○加藤会長　　ありがとうございました。

それでは委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。どうぞ。

○柳原委員　　目の前に小学校があるのですが、出入口のところは通学路ではないのでしょうか。もう一点、来退店経路で北側のほうにぐるっと回るような来退店経路を想定しているのですが、小学校の目の前の、多分こちら側に正門があるのかなとは思っているのですが、小学校の北側のところをショートカットして通って、来店も退店もできるのかなと思いますので、このあたりの周知・徹底はしっかりしたほうが良いと思います。事業者に来退店経路はきっちり守って、特に小学校の前のところ、こちらは必ず通学路になるかと思うのですが、通らないというようなことは言っていたほうが良いのではと思います。

○加藤会長　　ありがとうございます。

○事務局　　店舗の北側が小学校になっていますが、こちらは裏門にあたるところになりまして、小学校のさらに北のほうに正門になります。裏門ですので、平日は基本的には閉まっているようですが、土日に校庭開放をするときは開けることもあるということで聞いておりました。対応としましては入口のところに交通整理員が適宜立っているということになっています。また裏門前のところには柵がありまして、歩車分離がされている道になっております。

経路につきまして、示している経路ではない経路を通られますと通学路、正門の前を通られる可能性があるということですので、その辺の周知・徹底ということに関しまして、は事業者のほうに伝えていきたいと思っております。

○柳原委員　　わかりました。

○加藤会長　　ほかに。どうぞ。

○佐藤委員　　計画地の中で住宅と接しているのが南西側の角地部分で、そこが騒音ではほかのところよりも高いD地点になっているのですが、なぜこの敷地の南西側の音が大きいのかということが気になりました。あと、その辺の1階平面図で見ると緑色で緑地というふうになっているのですが、この辺の防音措置的なものはないのかなというあたり、もし御存じであったら教えていただきたいです。

騒音発生源地図2階というのを見ると、換気ファンがちょうど住宅側のところに4つぐらい連続して書かれていて、こういうのが影響しているとする、建築計画でもう少し配慮し

てもいいのではないかと思いました。

○加藤会長 既に建物は立っているのですか。

○事務局 今、工事に入っています。

○加藤会長 住民の方の関心が非常に高い部分ですので、地域住民への説明会のときに、自分のところどうなのかということ事前に聞かれて、その結果、例えばこの換気の一部が移動する場合もあります。今回は、説明会への参加者は何人いらっしゃったのですか。

○事務局 説明会の参加者は11名いらっしゃいました。

○加藤会長 この場合、基準を満たしていますが、強く住民の方がおっしゃれば、そういう配慮をする場合はありますよね。

○事務局 説明会の時の応答でも騒音の話としては、デシベルで表現される音がどの程度の音なのかというような質問はあったようですが、それ以上のことは特に質問されてはいないようです。どちらかといいますと閉店時間後の防犯体制の関係などについて質問があったようです。

おっしゃいますように、指針からしますと基準値は満たしているということにはなっております。

○加藤会長 そうなりますと、この委員会で事後的に移したほうがいいというのはなかなか言いづらいところがありますね。

○事務局 なぜこういう配置になったかというところは、改めて確認させていただきたいと思います。

○佐藤委員 一般の戸建て住宅があるみたいなので。

○事務局 住宅の隣には事業所などがあるのですが、保全対象としての住宅を重点的に測定の対象にしているというところがあります。

○加藤会長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○加藤会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましては委員の皆様から御意見、御質問をいただきましたが、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと思いますが、事務局から説明のありました付帯意見3点ですね、それと先ほどありました来店退店経路についての徹底ですね、近くに小学校があるということで、来店退店経路、小学生との交錯との恐れもあるので、来店退店経路の徹底について、口頭で確認して適切な措置をとるように事務局よりお願いしていただきたいと思いますが、今の付帯意見、並びに口頭意見を申し添えたものとして意見を申し述べることとなりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、続きまして、4番、大阪B&Vビルの変更に係る届出内容につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 大阪B&Vビルの変更について御説明申し上げます。本件は地下鉄難波駅から北東へ約40メートルの中央区難波一丁目5番地2、外1にある商業施設の小売店舗面積の

変更と駐車場の位置の変更について届出がありました。

設置者は株式会社B&Vホールディングス、小売業を行うものはブックオフコーポレーション株式会社ほか2者となっております。

用途地域は商業地域、平成30年3月13日に届出があり、変更予定日は平成30年11月14日となっております。

敷地周辺の状況といたしまして、まず北西側から写した写真です。

次に、北側道路から東方向への写真です。

同じく北側道路、西方面への写真です。

次に、東側から南方向への写真です。

同じく東から北へ向いての写真です。

次に、南側道路から西方向への写真です。

同じく南側道路から東方面へ写真です。

次に、西側から北方面への写真です。

次に、西側道路から北方向への写真です。

同じく西側道路から南方向への写真です。

次に、変更事項等について御説明いたします。

まず店舗面積の変更についてですが、変更前は地下1階には物販店舗がありませんでしたが、地下1階を物販店舗にすることにより、店舗面積が816平方メートル増床となり、変更後の合計が3,284平方メートルとなります。

次に、駐車場の位置の変更です。変更前は隔地駐車場1カ所でしたが、変更後は隔地駐車場2カ所になり、また店舗面積の増に応じて台数が21台から25台になります。

次に、施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。駐輪場は建物7階に93台、そのうち原付が5台設置されております。

荷さばき施設は建物の1階南側に23.1平方メートル設置されております。

廃棄物等保管施設は、建物地下1階に保管容量22.78立方メートル、7階に11.78立方メートル、合計34.56立方メートル設置されております。

以上の施設配置に関してまとめた一表となります。

駐車場の台数以外は変更なしです。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明いたします。

小売店舗の開閉店時間ですが、午前10時から午前0時までとなっております。来店駐車場利用時間帯は午前9時30分から午前0時30分までとなっております。駐車場の出入口は隔地駐車場それぞれに出入口1カ所ずつが設けられております。荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、当該店舗の北西方向にある隔地駐車場①の出入口付近の写真です。出入口の前が一方通行の道路になっておりまして右折イン、右折アウトとなっております。

次に、計画地の南東方面にある隔地駐車場②の出入口付近の写真です。駐車場前の道路より左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

主として販売する物品は書籍、日用雑貨等、その他は未定となっております。

建物は地下1階、地上7階建となっております。店舗面積は地下1階に836.43平方メートル、1階に697.93平方メートル、2階に896.47平方メートル、3階に852.78平方メートルの合計3,284平方メートルです。

駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各地から指針に基づく必要台数を求めると19台となります。これに対し届出台数が25台となっており、指針の必要台数を満たしております。来客の自動車の来店経路はごらんのとおりです。同じく退店の経路につきましてもごらんのとおりでございます。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはごらんのとおり午前9時30分から翌午前0時30分でございます。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺の4方向、4地点に設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず北東側の予測地点A、写真ではちょっと写っておりませんが黄色で示しました店舗の後ろと当該店舗が隣接しているそのすき間の部分になります。次に東側の予測地点B、次に南側の予測地点C、西側の予測地点Dとなっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果はご覧のとおりでございます。

それと次に午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果については次のとおりでございます。それぞれ環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は次のとおりでございます。こちらも規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が16.3立方メートル、これに対しまして保管容量合計34.56立方メートルということで十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見の受付状況及び本市原案の検討状況について御説明申し上げます。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成30年3月30日から平成30年7月30日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届出に関して本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり市意見（案）につきましても意見なしとの取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をし、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機

関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることとの取りまとめを行っております。

以上で御説明を終わります。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見を頂戴したいと思います。

これ隔地駐車場が遠いのですが、認められる範囲はどうなっていましたか。

○事務局 大店立地法では何メートルという明確な基準はないのですが、大阪市の附置義務条例で350メートル以内が基準ということになっていきますので、大店立地法上も市の場合はおおむね準じています。ただ、周辺環境等々でなかなか駐車場が確保できないということもありますので、必ずしもその距離が守れていないということもあるかとは思いますが。

○加藤会長 350メートルというのは不動産と一緒に、直線でいいんでしょうか。余り厳しい基準じゃないというふうでしたか。

○事務局 徒歩で5分ぐらいというのが目安かと思うのですが。

○加藤会長 わかりました。結構です。

○吉川委員 直線だったら大丈夫ですよ。

○加藤会長 直線だったら大丈夫ですけど、実際の距離ですとちょっと難しいですね。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんか。それではこの案件につきましては余り御質問はありませんでしたが、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容になっておりますということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと思っておりますが、事務局から説明のありました付帯意見3点ですね、これを申し添えたいというふうに考えますが、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

次に、報告事項として「軽微な延刻等」に係る手続き状況につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは「軽微な延刻等」に係る手続き状況としまして、1件の御報告をさせていただきます。

店舗名称はブリーゼブリーゼ、地下鉄の西梅田駅からすぐの商業施設で、所在地は北区梅田二丁目4番9号、設置者は株式会社サンケイビル、小売業者はギャップジャパン株式会社ほか30者となっております。

今回の届出事項は開閉店時刻の変更及び来客が駐車場を利用する時刻の変更で、平成30年3月6日に届出があったものです。変更日は平成29年2月28日、用途地域は商業地域です。

変更内容ですが、変更前の開閉店時刻が午前10時から午後9時でしたが、変更後は午前7時から午後11時となっております。

来客が駐車場を利用する時刻につきましても変更前が午前9時30分から午後9時30分のところ、変更後、午前6時30分から午後11時30分となっております。

縦覧期間、平成30年3月23日から平成30年7月23日、住民意見なし、本市意見なし

しとしております。軽微区分では営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯にかかるものの騒音に関する検討の結果、変更前後で比して周辺の環境、生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

店舗としては、コンビニエンスストアが1店入ることによって時間延長ということがございます。

以上で報告を終わります。

○加藤会長　ただいまの軽微な案件にした理由も説明していただきましたけれども、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、市長から依頼がありました新設案件3件、それから変更案件1件について調査・審議は以上で終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等につきましては御一任いただけますでしょうか。

それでは御一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいと思います。

今日は長時間にわたりまして審議をしていただきましてどうもありがとうございました。本日の議事は全て終了しましたので、審議会は閉会といたします。

○事務局　会長どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日はお忙しい中まことにありがとうございました。

これもちまして本日の審議会を終了いたします。

**閉会　午後4時12分**